令和2年4月27日

事 務 担 当 者

様

健康診断受診者

大阪府建築健康保険組合

事業部　健康管理センター

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う

緊急事態宣言の発令が延長された場合の対応について

　平素は当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

　標記の件につきまして、政府は5月の連休明けまでが新型コロナウイルスの日本国内での爆発的な感染拡大を防ぐ重大な期間であるとして、全都道府県を対象とした緊急事態宣言が5月6日まで発令されました。

　これを受け、当健康管理センターにおきましても4月8日より健診業務を中止させていただいておりますが、**緊急事態宣言が更に延長された場合につきましても、その期間中は引き続き健診業務を中止させていただきます。**

その場合、5月7日以降に健診をご予約されておられる方につきましても、既に休診によりキャンセルとなられた方同様に、後日改めて日程変更のご連絡をさせていただきます。

　皆様方におかれましては、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

※今後の状況により取扱いの変更があった場合は、最新情報を当健保組合ホームページ「お知らせ」にてご案内いたします。ご受診日前にそちらもご覧いただくなど有効活用いただけると幸いです。（<http://www.kenchiku-kenpo.or.jp>）